

名古屋陽子線治療センター研修受入規程

(趣旨)

第1条 この規程は、医師、看護師、診療放射線技師その他の医療に関わる職種の免許を有する者及び医学、生物学、物理学、工学その他の陽子線治療の確立に貢献する研究をしている者が名古屋陽子線治療センター（以下「センター」という。）で行う研修（研究を含む。以下「研修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この研修は、センターの理念に基づきセンター外の医療関係者及び研究者に対し、陽子線治療に関する専門的知識及び技能を修得させることを目的とする。

(申請及び許可)

第3条 研修を受けようとする者は、所定の申請書に別に定める書類を添えて、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター病院長（以下「病院長」という。）に申請する。

2 病院長は、前項の規定により研修の申請があった場合、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（以下「西部医療センター」という。）の業務に支障がないときに限り研修を許可することができる。

3 研修期間は、最大3年間とする。ただし、研修の内容、期間、目的等に変更が生じた場合又は研修を受ける者（以下「研修者」という。）の所属等に変更が生じた場合は、再度研修の申請をしなければならない。

(諸規程の遵守)

第4条 研修者は、西部医療センター及び担当科に関する諸規程を遵守しなければならない。

(研修許可の取消し)

第5条 研修者が前条の規定に違反し、又は研修者としてふさわしくない行為を行ったとき、病院長は、研修者の研修を停止させ、許可を取り消すことができる。

(損害の賠償)

第6条 研修期間中において、研修者が故意又は重大な過失により、センターの設備、機械、器具等を亡失又は損傷したときは、研修者はその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、研修に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程の制定前の名古屋陽子線治療センター研修受入れ規程第3条第2項の規定により研修の許可を受けている者は、この規程第3条第2項の規定により研修の許可を受けたものとみなす。

名古屋陽子線治療センター研修受入細則

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋陽子線治療センター研修受入規程第7条に基づき、名古屋陽子線治療センター（以下「センター」という。）の研修者に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修の区分)

第2条 研修の区分は、次のとおりとする。

- (1) センターが計画実施する研修
- (2) 医療施設等が派遣する研修

(申請手続)

第3条 センターで研修を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる関係書類を添付しなければならない。ただし、病院長が特段の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 在職証明書、在学証明書又はこれらに代わる証明書
- (2) 履歴書（研修者の顔写真、連絡先が明記されたもの）

2 研修の申請は、研修希望開始日の10日以前にしなければならない。

(研修指導者等)

第4条 研修者の指導に当たる者は、指導責任者及び研修指導者とする。

- 2 指導責任者（以下「責任者」という。）は、陽子線治療科部長、陽子線治療物理科部長又は陽子線治療技術科主幹とする。
- 3 研修指導者（以下「指導者」という。）は、責任者が指名する。

(研修指導)

第5条 責任者及び指導者は、研修者の経験等を考慮し、適切な監督の下に研修に必要な行為を指導しなければならない。ただし、次に掲げる行為をさせてはならない。

- (1) 責任者及び指導者の直接又は間接の監督によらない医療行為
- (2) 免許を受けていない研修者による医療行為

(研修報告)

第6条 病院長、責任者又は指導者は、必要と認めるときは、研修者に対して随時研修状況を報告させることができる。

(研修者の責務)

第7条 研修者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 研修者は、センターの諸規程を遵守し、責任者及び指導者の指示に従わなければならない。
- (2) 研修者は、センターの業務に支障を来し又は信用を傷つけ、不名誉となる行為をしてはならない。
- (3) 研修者は、研修上知り得たセンターの機密事項を他に漏らしてはならない。研修終了後も、また、同様とする。
- (4) 研修者が、研修における成果をセンター外で発表するときは、指導者と協議した上で、事前に病院長に届け出なければならない。また、その発表の際は、共同研究者として指導者を含め、又は謝辞 (acknowledgements) の中で「名古屋陽子線治療センター (Nagoya Proton Therapy Center) の装置を使用して行われた」研究であることを明記しなければならない。
- (5) 前号に定める発表に際しては、センター及び西部医療センターにおいて必要とされる手続を適宜行わなければならない。
- (6) 研修者がセンター外で発表等を行った場合は、使用したデータ等をセンターに送付しなければならない。
- (7) 研修における研究成果の帰属及び取扱いについては、別途協議を行うものとする。

(放射線管理)

第8条 放射線の管理については、次に定めるとおりとする。

- (1) 業務従事者登録を必要とする研修者は、所定の健康診断を受けた記録を提出しなければならない。
- (2) 管理区域に立ち入り作業を行う者は、業務従事者として教育訓練を受けなければならない。ただし、一時立入者については、この限りでない。

(情報の利用)

第9条 情報の利用については、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 研修者は、個人情報及び院内情報を利用するときは、利用日の10日前までに申請しなければならない。
- (2) 研修者は、個人情報及び院内情報の利用が完了したときは、速やかに情報を破棄し、破棄した旨を報告しなければならない。
- (3) センター内では、指導者の許可なく写真撮影をしてはならない。また、発表等のためにセンターに関連する写真をセンター外で使用するときは、第7条第4号に定める場合に準じて許可を得なければならない。
- (4) 個人情報の取扱いについては、西部医療センターの個人情報保護方針を遵守し、職員に準じて西部医療センターの個人情報保護に関する諸規程に従わなければならない。
- (5) 前各号に定めるもののほか、個人情報及び院内情報の利用については西

部医療センターの方針に従い、適切な手続の下で利用しなければならない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。